

「双葉町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更案の概要

1 変更の趣旨

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）は、農業経営基盤強化法（以下、「法」という。）に基づき、市町村の農業経営基盤の強化の促進に関する目標及びその推進方策等を定めたものです。

今般、法第5条第5項により、福島県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が変更されたことから、これらを踏まえて、法第6条第1項により、当町が策定している基本構想を変更するものです。

【基本構想の構成】

項目	内 容
第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
第3	農業を担う者の確保及び育成に関する事項
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項

2 主な変更内容

主な変更内容は、次の（１）～（３）です。

（１）育成すべき効果的かつ安定的な農業経営の育成の目標及び新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標の修正【第1 3－（１）及び3－（２）イ】

他産業従事者並みの労働時間により他産業従事者と遜色ない生涯所得を得るため、目標とする年間総労働時間を修正する。

（２）目標達成のための推進方向の修正【第1 3－（４）】

農業経営基盤の強化の促進の目標達成のための推進内容について、企業の農業参入推進や集落営農の推進の記載の修正、省力化・効率化や収量・品質の向上に向けたロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用するスマート農業の推進の記載を追加する。

（３）利用権設定等促進事業に関する事項の記載の削除【第5－4】

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、令和7年4月から市町村の利用権設定事業が廃止されたことに伴い、利用権設定等促進事業の記載を削除する。

3 その他

上記以外で、前回変更（令和5年9月）から双葉町の農業を取り巻く環境や町の取組が変化していることを踏まえて、記載内容を見直しました。

4 変更のスケジュール

- ～7月中旬 ・農業者、関係団体等の意見の反映（パブリックコメント）
 ・農業委員会及び農業協同組合への意見聴取
- ～7月下旬 ・県相双農林事務所への事前協議
- ～8月下旬 ・県知事への正式協議
- ～10月上旬 ・県知事の同意
- ～10月中旬 ・基本構想の変更・公告